

町議会及び議会事務局移転のお知らせ

10月29日から吾北総合支所3階で業務を開始しています。

町議会及び議会事務局は新本庁舎建設のため、10月29日から吾北総合支所3階へ一時移転しました。新庁舎完成まで約2年間、町議会及び議会事務局の業務は吾北総合支所3階で行うこととなりました。また、住所、電話番号、FAX番号が変更になっています。

問い合わせ：議会事務局 電話 867-2317

| | |
|--------------|------------|
| 移転先 吾北総合支所3階 | |
| 住所 | 上八川甲1934 |
| 郵便番号 | 〒781-2401 |
| 直通電話番号 | ☎ 867-2317 |
| FAX番号 | ☎ 867-2302 |

本庁舎移転のお知らせ

業務開始日 11月26(月)から

町役場本庁舎は新本庁舎建設のため、11月26日(月)から伊野公民館へ一時移転します。新庁舎完成まで約2年間、本庁業務が伊野公民館へ移ります。11月22日(木)までは現在の本庁舎で業務を行っています。11月23日(金・祝)、24日(土)、25日(日)の引越日は電話移設のため、役場の電話が通じません。

緊急の場合は、☎090-2788-5612又は、☎080-6388-7000まで連絡をお願いします。

問い合わせ：総務課 電話 893-1111

| 仮庁舎の概要 | |
|--------|--|
| 仮庁舎の住所 | いの町3597番地(いの町立伊野公民館) ※町からお出しする封筒の住所は従来の1700番地1を使用します。 |
| 郵便番号 | 〒781-2192 ※変更ありません |
| 電話番号 | ※代表番号・各課直通番号ともに変更はありません。代表番号☎ 893-1111 |
| 公民館1階 | 町民課・税務課・出納室・社会教育課・少年育成センター |
| 公民館2階 | 産業経済課・農業委員会・雇用創造協議会・建設課・技術監理課・環境課 上下水道課・出納室(収納) |
| 公民館3階 | 教育委員会・学校教育課・総務課・選挙管理委員会・仁淀川広域市町村圏事務組合・町長室・副町長室 |

国民年金だより

お知らせ

後納制度(国民年金
保険料の納付可能期
間の延長)の納付が
始まりました

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができず、今年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まりました。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

また、「年金機能強化法」により、平成27年10月からは受給資格期間が10年(120月)に短縮されることが予定されています。

これまで受給資格期間を満たさなかった方が年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。

※後納制度は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは国民年金保険料専用ダイヤル☎0570-011-050又はお近くの年金事務所へお問い合わせください。

問い合わせ

高知西年金事務所

☎ 875-1717

お知らせ

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が発行されます
年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けするためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が今年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のおきに表示されている番号にお問い合わせください。

